

農地中間管理事業に関する意見書

平成 30 年 6 月 19 日

福島県農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

1 平成 29 年度の実施状況について

- 平成 29 年度の実績は、当初目標を達成していないものの前年度を大きく上回っており、地方駐在員を中心とした人・農地プランとの連携や重点地区を活用した現場レベルの活動成果が積み上がるなど、これまで行ってきた「たねまき活動」の取組が実を結んできていると考えられる。
- 特に、地方駐在員による個別マッチングや研修会での丁寧な説明、農業委員・農地利用最適化推進委員等との連携、重点地区での計画的取組等が着実に実績に結びついてきており、地域での情報収集や関係機関との連携を強化し、農地中間管理事業を推進する上で地方駐在員の役割は一層重要度を増している。

2 安定的な経営体育成に向けた取組について

- 担い手に対しては、農地を貸し付けた後も、経営安定化に向けて、関係機関・団体が連携して切れ目のないきめ細やかな支援をしていく必要がある。
- 特に、農外からの新規参入者に対しては、気軽に相談できる体制を含め、参入後も地域で見守り支援していく環境の整備が必要である。
- 多くの農業者から「農地中間管理事業をやって良かった」という声を聞けるようにしていただきたい。

3 平成 30 年度農地中間管理事業の取組について

- 公社（機構）が策定した平成 30 年度農地中間管理事業推進方針に沿った取組をしっかりと進めていただきたい。その際に特に次の点に留意していただきたい。
 - ・ 農地中間管理事業の周知については、がんばってはいるがまだ十分に届いていない。引き続き周知活動を徹底するとともに、現場の声を吸い上げることが大切である。
 - ・ 事業を進める上で、地方駐在員の役割が重要なことから、地方駐在員がその能力を発揮し、一層活動しやすい環境作りに配慮していただきたい。
 - ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員は現場を最もよく知っている。話し合いに参画し、情報を共有することが決定的に重要であり、農業者、関係機関・団体、公社（機構）が十分に情報を共存できる仕組みづくりを進めていただきたい。
 - ・ 事業の取組に市町村間の格差があり、解消に向けた努力が必要である。
併せて、まだ事業実績がない町村に対し、今後も継続して事業活用に向けた推進活動を行っていただきたい。
 - ・ 農地中間管理事業の事務処理は複雑で時間がかかるため、市町村等によっては活用を見合わせることもあることから、事業の 5 年後見直しに合わせて事務の簡素化・迅速化を進めるよう国に働きかける必要がある。
 - ・ 本県は、地方ごとに多様な農業が展開されているほか、中山間地域や果樹園を多く抱えた地域も多いことから、地方や地域の特性を十分に活かした推進を図っていただきたい。

(参考)

農地中間管理事業評価委員会の開催概要

- (1)開催月日：平成 30 年 6 月 8 日(金)
- (2)開催場所：福島市 ふくしま中町会館
- (3)出席委員：岩崎由美子委員長、阿部哲也委員、車田次夫委員、大出隆秀委員